

大槌町独自支援事業

【被災者支援に関する補助事業】

大槌町復興局

平成25年8月

大槌町独自支援事業概要

1. 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金（変更）

東日本大震災で被災された方が、大槌町内で住宅を建築または購入（新築）する場合、建物一棟に対して200万円（既存制度に50万円拡充）を補助します。

2. 大槌町被災者住宅再建事業利子補助金（変更）

東日本大震災で被災された方が、大槌町内で住宅を建築または購入（新築）し、住宅ローンを組んだ場合、利子相当額を補助します。

ただし、防災集団移転促進事業等、国の補助制度で同様の補助事業がある場合はそちらを優先します。

3. 大槌町被災者中古住宅購入支援事業（新規）

東日本大震災による被災者が、町内の中古住宅（税込350万円以上）を購入した場合、建物一棟に対して50万円を補助します。

大槌町独自支援事業概要

4. 大槌町定住促進事業住宅取得補助金（新規）

町外に住民票を有していた方が、定住を目的として当町に転入し、町内に住宅を新たに建築または購入（新築）した場合、建物一棟に対して100万円を補助します。

5. 大槌町被災者引越補助金（既存）

東日本大震災により大槌町内で被災された世帯が、応急仮設住宅等から大槌町内の新居へ引越する際の費用（上限額10万円）を補助します。

6. 大槌町住宅移転等水道工事費補助金（既存）

東日本大震災で被災された方が、大槌町内の水道配水管（本管）未整備の区域で、住宅移転に伴う水道工事を行う場合、配水管（本管）から分岐して居住する住宅の宅地内に設置される最初の止水栓までの給水管布設工事に要する費用（上限額200万円）を補助します。

大槌町被災者新築住宅支援事業補助金

(1) 対象

1. 東日本大震災の被災者。
2. 被災証明書(全壊)の交付世帯(半壊解体を含む)。
3. 再建後、大槌町に居住する(住所を有する)ことが条件。**転出世帯は対象外。**
4. 建築または購入(新築)が対象。

(2) 補助額 200万円 (住宅が完成後、一括で補助します)

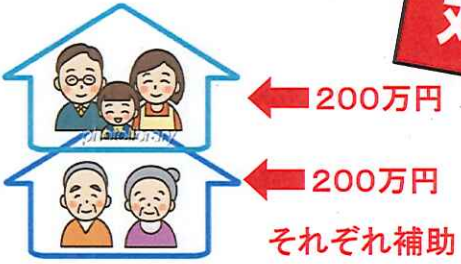
(例)震災前は別居していたが、再建後は同居した場合。



大槌町被災者新築住宅支援事業補助金

(3) 居住パターンについて

①二世帯住宅用の建物




対象

200万円
200万円
それぞれ補助

建物一棟補助が原則ですが、二世帯住宅用の建物(注)は、それぞれの世帯が補助の対象となります。

②元の世帯から独立して再建



対象

独立して再建


それぞれ補助

200万円
200万円

り災証明書が交付された時点では同一世帯だった世帯員が、独立して住宅を再建する場合は、それぞれが補助の対象となります。

(注)二世帯住宅用の建物とは、建物が一棟でも個々の間取りが完全に仕切られており、居住する上で必要とされる設備(玄関、便所、台所、浴室、居室)が別々にかつ同等に設置されている住宅をいいます。また、登記上も別々の名義になっている必要があります。

③共同住宅・併用住宅

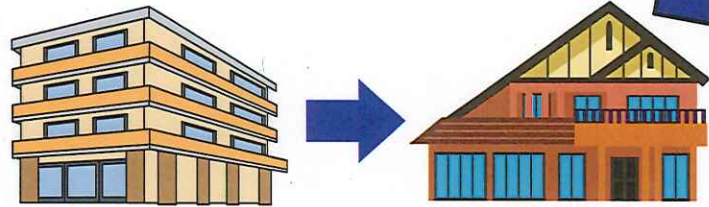


対象外

共同住宅
(例：アパート等)

併用住宅
(例：会社や店舗等との併用住宅)

④災害公営住宅に入居してからの再建



対象外

一時的に災害公営住宅に入居

その後、住宅再建

いったん災害公営住宅に入居してから住宅を再建する場合は、補助の対象外となります。

大槌町被災者新築住宅支援事業補助金

(4) 申請の流れ

1. 住宅を建築または購入(新築)後、その土地に住民票を異動します。
※住民票の異動は、そこに住み始めてからの手続きとなります。
2. 役場被災者支援室で補助金の申請をします。

【添付書類】 ※写しについては、申請の際に役場でコピーをとります。

- ① 災害証明書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 住宅の建築が確認できる書類(登記事項証明書の写しなど)
- ④ 住民票謄本
- ⑤ 請求書または領収書

【持参する物】

- ① 印鑑
- ② 身分証明書(運転免許証など)
- ③ 世帯主の通帳の写し

3. 手続きが終了し、申請が認められれば指定の口座に補助金が振り込まれます。

大槌町被災者新築住宅支援事業補助金

(5) 申請期間

平成23年3月11日～平成31年3月31日 (発災時に遡って適用します)

(6) 申請受付開始日

平成25年8月19日(月)

(7) 申請窓口

被災者支援室 (役場1階/☎0193-42-8718)

(8) 参 考

住宅再建に係る支援金の合計額(新築のみ)

※全壊又は半壊解体をした世帯に限ります。

	国(基礎)	国(加算金)	県・町	町独自	合 計
複数世帯	100万円	200万円	100万円	200万円	600万円
単独世帯	75万円	150万円	75万円	200万円	500万円

↑ 国(基礎)はすでに支給されています。

大槌町被災者住宅再建事業利子補助金

(1) 対象

1. 東日本大震災の被災者。
2. リ災証明書(全壊)の交付世帯(半壊解体を含む)。
3. 建築または購入(新築)が対象。
4. 原則、建物一棟補助。

※防災集団移転促進事業等、国の補助制度で同様の補助事業がある場合はそちらを優先します。ただし、町がこれらの事業を実施する前に、町内に住宅を建築または購入した場合は対象とします。

(2) 借入先

1. 住宅金融支援機構
2. 民間の金融機関等



融資そのもののご相談は、金融機関へ直接お問い合わせください。

大槌町被災者住宅再建事業利子補助金

(3) 補助額の算定方法

1. 住宅の建築資金又は購入資金を対象(中古住宅は対象外)。
2. 補助金の上限額
 - (1) 土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の対象世帯

種別	上限額
住宅購入費分	444万円
土地購入費分	206万円

- (2) (1)の事業等を実施しない地域(桜木町、大ケ口、源水、花輪田等)

種別	上限額
住宅購入費分	300万円
土地購入費分	206万円
土地造成費分	58万円

- (3) 国の補助制度実施前に再建した世帯
補助額は(2)と同額となります。

大槌町被災者住宅再建事業利子補助金

(4) 申請の流れ

1. 住宅を建築または購入(新築)後、その土地に住民票を異動します。
※住民票の異動は、そこに住み始めてからの手続きとなります。
2. 役場被災者支援室で補助金の申請をします。

【添付書類】 ※写しについては、申請の際に役場でコピーをとります。

- ① 被災証明書の写し
- ② 住宅購入、土地購入、土地造成費に係る契約書の写し
- ③ 住宅の建築が確認できる書類(登記事項証明書の写しなど)
- ④ 住民票謄本
- ⑤ 金銭消費貸借契約書の写し
- ⑥ 償還予定表の写し

【持参する物】

- ① 印鑑
- ② 身分証明書(運転免許証など)
- ③ 世帯主の通帳の写し

3. 手続きが終了し、申請が認められれば指定の口座に補助金が振り込まれます。

大槌町被災者住宅再建事業利子補助金

(5) 交付方法

一括補助

金融機関	1～5年目	6年目～
住宅金融支援機構を利用の場合	無利子	町独自支援事業
その他の金融機関を利用の場合	町独自支援事業	

(6) 申請期間

平成23年3月11日～平成31年3月31日(発災時に遡って適用します)

(7) 申請受付開始日

平成25年8月19日(月)

(8) 申請窓口

被災者支援室 (役場1階/☎0193-42-8718)

※防災集団移転促進事業対象者は事業内の利子補給制度を利用できます。
詳細は22ページをご覧ください。

大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金

(1) 対象

1. 東日本大震災の被災者。
2. 被災証明書(全壊)の交付世帯(半壊解体を含む)。
3. 町内の中古戸建住宅(税込350万円以上)を購入し、単独移転した世帯。

※中古住宅購入の場合、複数世帯で被災者生活再建支援金(加算支援金)200万円と、岩手県被災者住宅再建支援金100万円が交付されます。さらに、今回の独自支援事業により50万円が加算されることから、350万円以上の中古物件を購入した場合を補助対象とします。

4. 原則、建物一棟補助。

(2) 補助額 50万円

(住宅が完成後、一括で補助します)



350万円(税込)以上の中古住宅を購入の場合、新たに50万円が補助されます。

大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金

(3) 申請の流れ

1. 中古住宅購入後、その土地に住民票を異動します。
※住民票の異動は、そこに住み始めてからの手続きとなります。
2. 役場被災者支援室で補助金の申請をします。

【添付書類】 ※写しについては、申請の際に役場でコピーをとります。

- ① 被災証明書の写し
- ② 中古住宅の購入に係る契約書の写し
- ③ 購入が確認できる書類(登記事項証明書の写しなど)
- ④ 住民票謄本
- ⑤ 請求書または領収書

【持参する物】

- ① 印鑑
- ② 身分証明書(運転免許証など)
- ③ 世帯主の通帳の写し



3. 手続きが終了し、申請が認められれば指定の口座に補助金が振り込まれます。

大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金

(4) 申請期間

平成23年3月11日～平成31年3月31日(発災時に遡って適用します)

(5) 申請受付開始日

平成25年8月19日(月)

(6) 申請窓口

被災者支援室 (役場1階/☎0193-42-8718)

大槌町定住促進事業住宅取得補助金

(1) 対象

1. 町外に住民登録を有していた方で、平成25年8月1日以降に町内に転入した方。
2. 町内または近隣市町村の事業所等に就労している方、もしくは採用内定者である方や町内で自営業を営んでいる方。
3. 転入後、大槌町に10年以上居住する(住所を有する)ことが条件。
4. 建築または購入(新築)が対象。
5. 原則、建物一棟補助。

(2) 補助額 100万円

(住宅が完成後、一括で補助します)

(3) 申請の流れ

1. 引越をし、住民票を異動します。
※住民票の異動は、そこに住み始めてからの手続きとなります。
2. 役場復興推進課で補助金の申請をします。
※被災され罹災証明のある方は、大槌町被災者新築住宅支援事業補助金の対象となります。この補助金と二重で申請することはできません。



大槌町定住促進事業住宅取得補助金

【添付書類】 ※写しについては、申請の際に役場でコピーをとります。

- ①住民票謄本(申請日の3ヶ月以内に交付されたもの)
- ②建物の登記事項証明書の写し
- ③建築工事請負契約書または売買契約書の写し
- ④住宅の位置図、平面図、外観写真(正面)

【持参する物】

- ①印鑑
- ②身分証明書(運転免許証など)
- ③世帯主の通帳の写し

3. 手続きが終了し、申請が認められれば指定の口座に補助金が振り込まれます。

(4) 申請期間

平成25年8月1日～平成31年3月31日

(5) 申請受付開始日

平成25年8月19日(月)

(6) 申請窓口

復興推進課 (役場2階/☎0193-42-8714)

大槌町被災者引越補助金

(1) 対象

1. 東日本大震災により大槌町内で被災した世帯。
2. 被災証明書(半壊以上)の交付世帯。
3. **応急仮設住宅等**※注1から町内の**新居**※注2へ引越する**世帯**※注3。
4. 防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業等に係る交付要綱の対象とならない世帯(両制度内に引越補助があります)。ただし、災害危険区域の指定前に引越を行った世帯は補助の対象とします。

(2) 定義

※注1: 応急仮設住宅等とは

被災者が居住している応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅、一時避難先等の応急的な仮住まいのことをいいます。

※注2: 新居とは

応急仮設住宅等に居住していた被災者が、町内に再建した住宅または、新たに入居する災害公営住宅や民間賃貸住宅等のことをいいます。

※注3: 世帯とは

引越した時点で住民票上登録されている世帯(世帯分離を除く)をいいます。

大槌町被災者引越補助金

(3) 補助額

1. **引越業者等**に支払った実費分の額とし、**10万円を上限**とします(10万円未満の場合は、支払った全額を補助します)。

【引越業者等とは】

一般的な引越業者を指しますが、運輸支局から貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ている運送業者をいいます。

2. 親族や友人等にお手伝いしてもらった場合に支払った謝礼金等は補助の対象外とします。
3. 補助金の交付回数は、一世帯一回とします。ただし、離れた場所に住んでいる等の理由で、同時に引越ができない場合を除きます。

(4) 交付方法

一括補助 (領収書添付による**償還払い**)

【償還払いとは】

お客様がいったん業者に引越費用を支払います。受け取った領収書により、役場で補助金の申請を行い、後日補助金が振り込まれます。

大槌町被災者引越補助金

(5) 対象の有無

① 町外への引越


対象外



町外への転出は対象外です。発災時に大槌町に居住しており、町内⇒町内、町外⇒町内の引越が対象です。

② 別々の応急仮設住宅等からの引越

対象



【引越前】
民間借り上げ住宅
応急仮設住宅

【引越後】
新居では同居

別々に居住していた世帯が同居する場合、それぞれが補助の対象となります。

③ 防集(高台移転)事業の対象世帯

対象外



高台移転
対象世帯

防災集団移転促進事業(防集事業)による高台移転の対象となる世帯は、防集事業そのものに引越補助がありますので、町の補助制度は対象外となります。
ただし、高台移転等の事業が始まる前に引越した世帯は対象となります。

④ 引越業者と謝礼金について

対象



専門の引越業者に依頼

親族や友人の協力

謝礼金

専門の引越業者に依頼し、料金はいったんお客様に負担して頂きます。
補助金は領収書により申請して頂きます。

親族や友人など、専門の引越業者以外に支払った謝礼金等は補助の対象外となります。

大槌町被災者引越補助金

(6) 申請の流れ

1. 引越業者に依頼し、いったん料金を支払って領収書を発行してもらいます。
2. 引越先に住民票を異動します(住民票を異動しなければ申請できません)。
3. 役場被災者支援室で補助金の申請をします。

【添付書類】 ※写しについては、申請の際に役場でコピーをとります。

- ① 被災証明書の写し
- ② 引越費用に係る領収書の写し
- ③ 住民票謄本

【持参する物】

- ① 印鑑
- ② 身分証明書(運転免許証など)
- ③ 補助金の振り込みを希望する通帳(支店名や口座番号がわかれば可)

4. 手続きが終了し、申請が認められれば指定の口座に補助金が振り込まれます。

大槌町被災者引越補助金

(7) 申請期間

平成23年3月11日～平成31年3月31日(発災時に遡って適用します)

(8) 申請受付開始日

平成24年11月9日(金)

(9) 申請窓口

被災者支援室 (役場1階/☎0193-42-8718)

補 則（防災集団移転促進事業対象者について）

「大槌町被災者住宅再建事業利子補助金」と「大槌町被災者引越補助金」は原則として、**防災集団移転促進事業に該当する世帯は対象外**となります。

ただし、同事業には下記のとおり**制度の中に「利子補給制度」と「引越補助」**がありますので、そちらを利用して頂くことになります。

（１）利子補給制度

土地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際には、利子相当額の補助があります（金利8%を上限）。

【上限額】

住宅建設資金の借入	：利子相当額	444万円
土地購入資金の借入	：利子相当額	206万円
土地造成費の借入	：利子相当額	58万円

（２）引越補助

【上限額】 78万円

大槌町住宅移転等水道工事費補助金

(1) 対象

1. 東日本大震災の被災者。
2. リ災証明書(全壊)の交付世帯(半壊解体を含む)。
3. 大槌町内の水道配水管(道路に埋設されている配水管:俗称「本管」)が**未整備の区域**※注1に一戸建ての住宅又は**併用住宅**※注2を新築する場合。
4. 住宅完成後、その住宅に居住する(住所を有する)場合。

※注1:未整備の区域とは

居住する住宅の接道に配水管(本管)が整備されていない区域(町の事業ではなく、ご自身で高台を造成した場合など)。

※注2:今回対象となる併用住宅

居住部分の床面積の割合が2分の1以上の住宅。

(2) 対象とならない経費

1. 配水管(本管)が整備されている区域(桜木町、大ケ口等)に建設される住宅の水道工事費用。
2. 止水栓に接続する住宅内の給水装置(蛇口や給湯器等)の工事費用。
3. 防災集団移転事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業等の対象となる区域に建設される住宅の水道工事費用。
4. 営利を目的とする不動産事業に供する住宅整備に伴う水道工事費用。

大槌町住宅移転等水道工事費補助金

(3) 対象となる経費と補助金の額

1. 配水管(本管)から分岐して居住する住宅の宅地内に設置される最初の止水栓までの給水管布設工事及び安定供給を図るために設置される機器(加圧ポンプ等)設置工事

【補助金の額】

工事費の総額から基準額を控除して得られた額で**200万円**が限度

2. 上水道及び簡易水道給水区域外に設置する、飲用に供する自家用水道工事(井戸採掘等による水道工事)。

【補助金の額】

工事費の総額で、**100万円**が限度。

大槌町住宅移転等水道工事費補助金

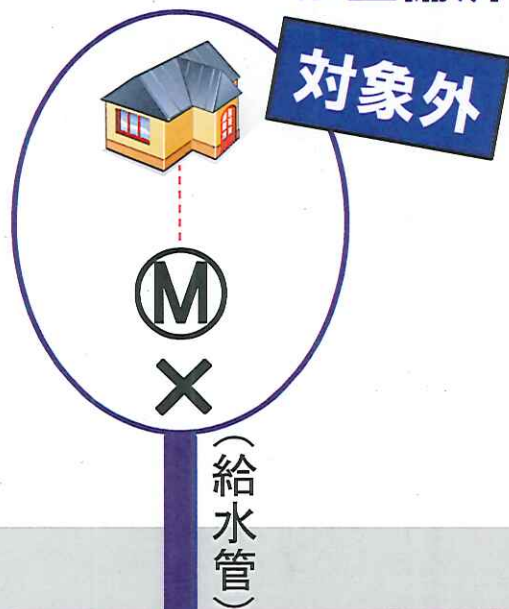
(参考) 補助対象工事のイメージ図

【記号の説明】

× : 止水栓

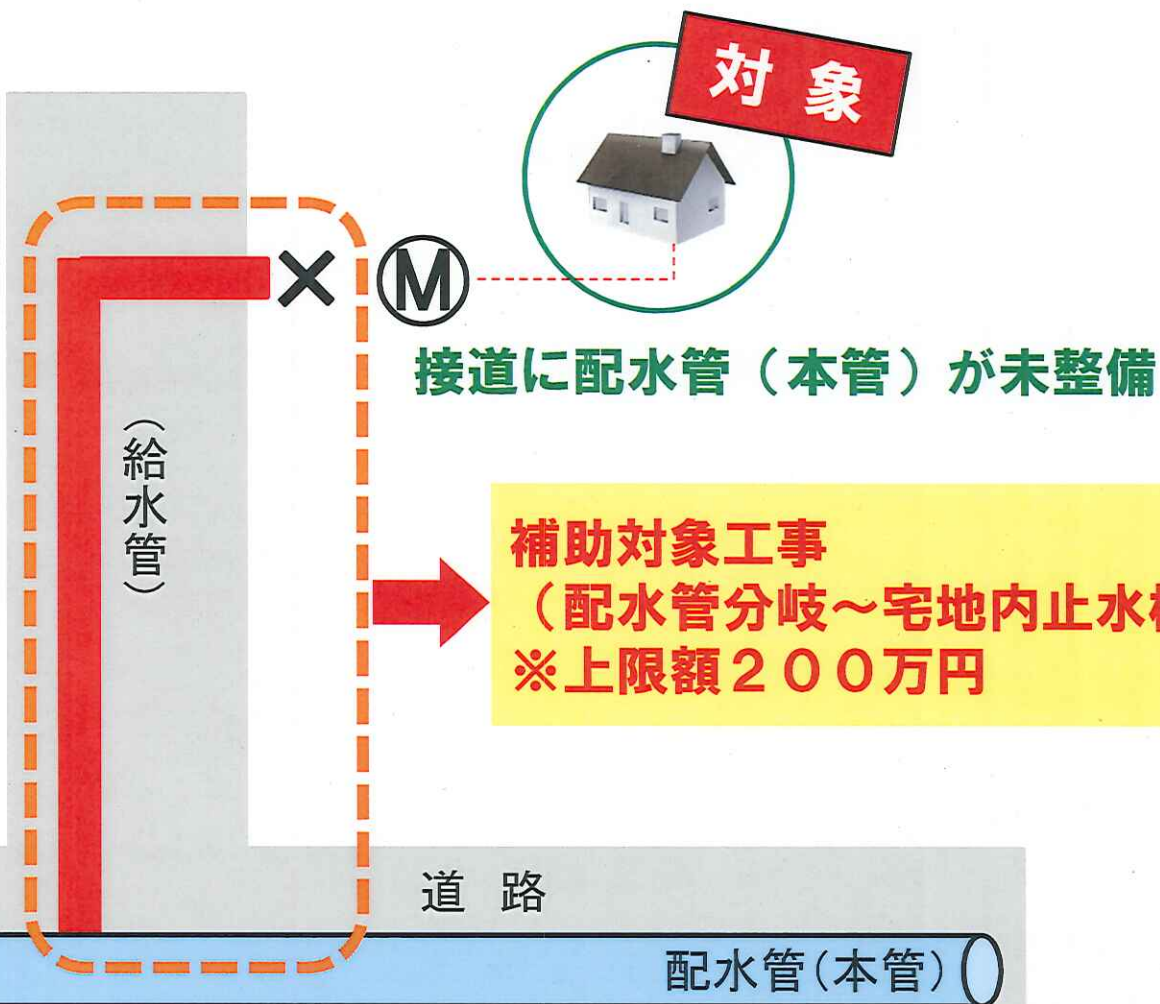
Ⓜ : 水道メーター

接道に配水管（本管）
が整備済

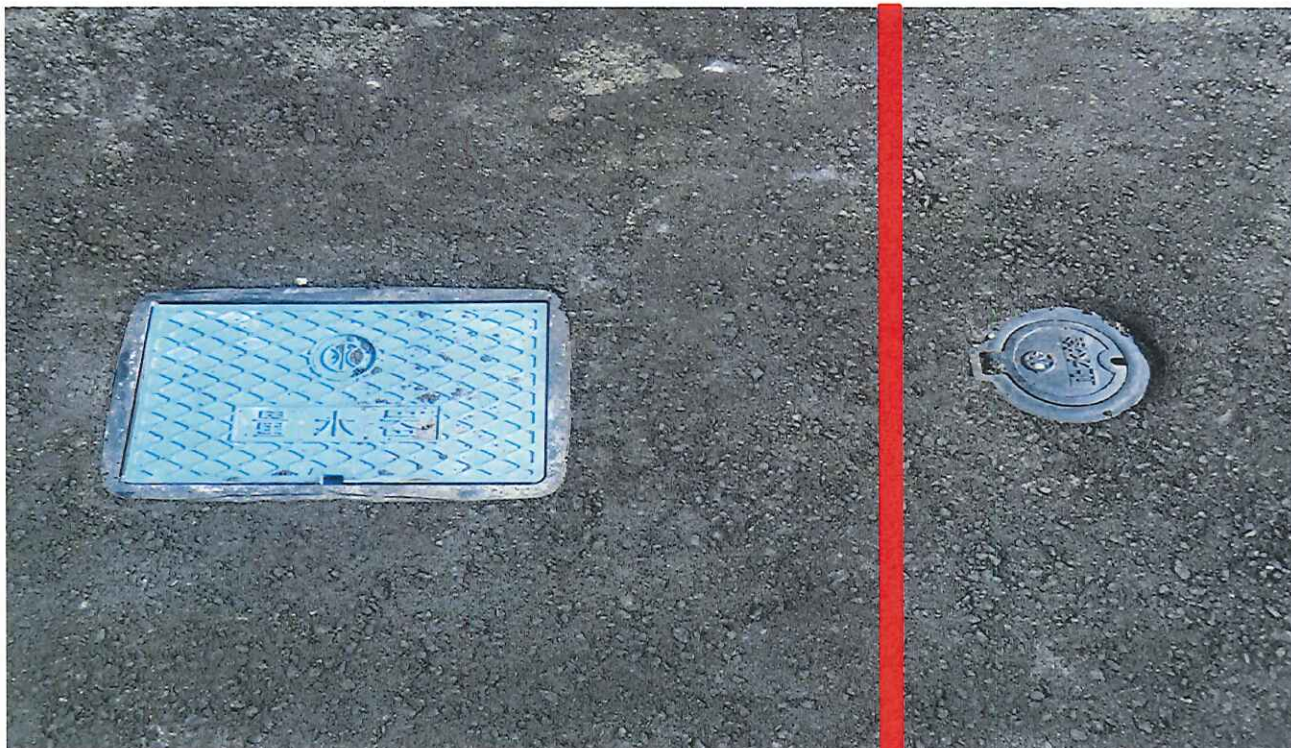


接道に配水管（本管）が未整備

補助対象工事
(配水管分岐～宅地内止水栓)
※上限額200万円



大槌町住宅移転等水道工事費補助金



住宅側 ←

→ 道路側

※この線までの工事が
補助対象です。

大槌町住宅移転等水道工事費補助金

(4) 申請の流れ

1. 水道事業所で補助金の申請をします。補助金の申請者は本人あるいは同居の親族のみとなります。

【申請時の添付書類】

- ① 被災証明書の写し(または東日本大震災による被害と判断できる書類)
- ② 住宅建設等の契約書の写し
- ③ 対象経費の見積書又は工事内訳書
- ④ 位置図及び配置図
- ⑤ 給水管布設平面図及び立面図
- ⑥ 公図の写し

→ただし、③・④・⑤の書類については、大槌町指定給水装置工事事業者が作成したものに限ります。

2. 水道事業所で、申請内容の審査及び現地調査等を行い、補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

大槌町住宅移転等水道工事費補助金

3. 工事が完了したら、補助金の請求をします。

【請求時の添付書類】

- ①水道工事完了報告書
- ②完成図面
- ③水道工事請求書又は領収書の写し
- ④水道工事施工写真

4. 水道事業所で、請求内容の審査及び現地調査等を行い、指定された口座に補助金を振り込みます。

(5) 申請期間

平成23年3月11日～平成31年3月31日 (発災時に遡って適用します)

(6) 申請受付開始日

平成24年11月9日(金)

(7) 申請窓口

水道事業所 (大ケ口1丁目15-19 / ☎0193-42-2035)